

身体障害者更生相談所の業務について

I 業務の概要

1 身体障害者更生相談所の業務

- (1) 身体障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
(特別障害者手当、障害児福祉手当の医学的審査、高次脳機能障がい者支援及び関係機関との協力)
- (2) 身体障がい者の医学的判定(、心理学的及び職能的判定)並びに補装具の処方及び適合判定
(身障手帳の認定及び市町村からの依頼により、補装具の購入、修理及び適合に係る判定、自立支援医療の要否等に係る判定)
- (3) 市町村が行う援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村職員に対する研修、その他必要な援助及びこれらに付随する業務
- (4) 地域におけるリハビリテーションの推進に関する業務
(地域リハビリテーション推進研修-2月に実施)

【根拠】 身体障害者福祉法第11条

平成15年3月25日障発第0325001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」

2 令和7年度実績(概数)(R8. 3.31現在)

(1) 身体障害者手帳交付状況(新規・再交付)

① 処理状況

令和7年度受理件数 3,350件、前年度からの繰越し件数 67件 計 3,417件(前年度比 48件増)

	新規					再交付				
	交付	却下	取下げ	次年度繰越	計	交付	却下	取下げ	次年度繰越	計
4年度	2,280	2	23	49	2,354	968	5	10	25	1,008
5年度	2,254	5	30	42	2,331	1,003	1	9	25	1,038
6年度	2,239	4	26	27	2,296	1,088	0	13	20	1,121
7年度	2,115	6	31	30	2,182	905	1	4	24	934

② 転入・転出等処理件数

	県内転入	県外転出	手帳返還			
			死亡	治愈	その他	計
4年度	110	145	2,844	57	10	2,911
5年度	108	136	2,934	74	14	3,022
6年度	105	116	2,873	77	18	2,968
7年度	97	109	2,473	81	11	2,565

(2) 来所相談

		整形外科	義肢・装具等補装具	耳鼻科	合計
4年度	実施回数	0	12	4	16回
	相談者数(人)	0	118	5	123人
	判定件数	0	179	6	185件
5年度	実施回数	0	12	1	13回
	相談者数(人)	0	128	1	129人
	判定件数	0	173	1	174件
6年度	実施回数	0	12	0	12回
	相談者数(人)	0	121	0	121人
	判定件数	0	155	0	155件
7年度	実施回数	0	12	0	12回
	相談者数(人)	0	130	0	130人
	判定件数	0	171	0	171件

(3) 巡回相談(義肢・装具等補装具)

	実施回数	相談者数	判定件数
4年度	20	223	320
5年度	20	181	225
6年度	18	170	225
7年度	19	212	297

(4) 更生医療

		肢体不自由		腎臓		心臓・肝臓等		合計	
		新規	変更 再認定	新規	変更 再認定	新規	変更 再認定	新規	変更 再認定
4年度	件数	12	9	63	180	13	4	88	196
5年度		7	11	56	201	27	7	90	219
6年度		6	9	57	248	19	5	82	262
7年度		6	4	51	244	18	5	75	253

(5) 補装具の判定状況(判定書等交付件数 R7年度)

補装具の種類	来所			巡回			書面			合計		
	要否	修理	適合	要否	修理	適合	要否	修理	適合	要否	修理	適合
義手	3	5	0	11	1	0	5	0	-	19	6	0
義足	36	27	12	37	17	0	6	2	-	79	46	12
装具	34	1	8	146	3	0	130	0	-	310	4	8
車椅子	39	5	4	54	3	0	57	2	-	150	10	4
姿勢保持装置	3	1	2	2	0	0	20	1	-	25	2	2
意思伝達装置	-	-	-	-	-	-	9	1	-	9	1	-
補聴器	0	0	0	-	-	-	300	13	-	300	13	0
その他	0	0	0	0	0	0	1	0	-	1	0	0
合計	115	39	26	251	24	0	528	19	-	893	82	26

※その他:車載用姿勢保持装置、起立保持具、眼鏡等

3 身体障害者手帳交付事務等（センターの事務）

(1) 手帳交付

月2～3回発行（県庁障がい保健福祉課を通じて市町村に発送）

- ① 新規交付
- ② 再交付(障がい程度変更、再認定、障がい名追加等)

(2) 県内転入・県外転出

(3) 手帳返還(死亡、治癒、辞退、(1)の②の再交付に伴うもの)

4 来所相談

開設の種別及び留意事項

	義肢・装具等補装具	耳鼻科	整形外科
相談内容	○義肢・装具等補装具の購入及び借受け・修理及び適合に係る判定	○身障手帳に係る診断 ○補聴器の購入・修理及び適合にかかる判定	○身障手帳に係る診断
来所相談	月1回 (日程表のとおり)	月1回 (原則:第2木曜日)	随時 (嘱託医と調整後)
	電話連絡の後、「来所相談判定依頼書(令和8年度義肢・装具等補装具巡回相談実施要領別紙1)」を提出のこと。	※手帳非所持者の2級認定は不可 ※既に手帳を有する方の補聴器の判定については、左欄に同じ。	※対象:嘱託医と協議の上、調整(レントゲン、MRI等、 <u>診断に必要な資料の持参が必要</u>)

※事前予約が必要です。(日程を変更している場合がありますので必ず電話で御確認願います)

予約受付及び相談については、障がい福祉相談調査員 三浦 までお願いします。

連絡先電話番号 019-698-2411 FAX 019-698-2414

○ 来所相談の日程（開催時間:10:00～12:00 受付時間:9:00～9:30

会場: 矢町町駐在1階又は福祉総合相談センター(盛岡市)2階

(※5月、6月、9月、10月は福祉総合相談センター(盛岡市)で実施)

実施月	開催日	実施月	開催日
4月	14(火)	10月	13(火)※
5月	11(月)※	11月	9(月)
6月	9(火)※	12月	8(火)
7月	13(月)	1月	18(月)
8月	18(火)	2月	16(火)
9月	7(月)※	3月	8(月)

5 巡回相談

別添令和8年度義肢・装具等補装具巡回相談実施要領による。

6 書面による判定（障がい害程度審査会及び補装具・更生医療にかかる判定）

審査・判定内容	実施回数等
視覚・視野障がい	月1回
聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく機能障がい	
肝臓機能障がい・小腸機能障がい	
心臓、呼吸器機能障がい	月2回
じん臓、ぼうこう・直腸機能障がい	
肢体不自由(体幹、上肢、下肢、移動機能障害)	月4～5回
義肢・装具等補装具の購入・修理に係る書面判定	月2回

7 施設入所調整（障害者支援施設等）

「障害者支援施設に係る入所調整取扱要領」による。

8 地区担当について

障がい程度の審査、自立支援医療(更生医療)及び補装具判定担当

※補装具の担当者と手帳・更生医療の担当者が別々となっている市町村がありますのでご注意ください。

担当職員名	【手帳・更生医療】担当市町村名	【補装具】担当市町村名
上席障がい者福祉司 佐々木 ゆかり	宮古市、奥州市、 大槌町、山田町	同左
主任障がい者福祉司 高橋 美咲	久慈市、一関市 紫波町、矢巾町	久慈市、一関市、二戸市、八幡平市 紫波町、矢巾町
主任障がい者福祉司 安藤 玲奈	盛岡市〔補装具・更生医療〕 大船渡市、遠野市 岩泉町、洋野町	同左
主任障がい者福祉司 牛渡 あやか	陸前高田市、二戸市、八幡平市、滝沢市 雫石町、岩手町、西和賀町、平泉町、住田町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、一戸町	陸前高田市、滝沢市 雫石町、岩手町、西和賀町、平泉町、住田町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、一戸町
障がい者福祉司 平谷 洸太	花巻市、北上市、釜石市 金ヶ崎町、葛巻町	同左